

平成 28 年 7 月 1 日

文化庁長官官房著作権課
著作物流通推進室 企画調査係 御中

著作権等管理事業法に関連する規制への意見

- ① 氏名：ネットワーク音楽著作権連絡協議会
- ② 性別：該当なし
- ③ 職業：該当なし
- ④ 住所：東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F
- ⑤ 電話番号：03-5226-8550
- ⑥ 該当項目：＜ク＞使用料規程の変更の届出（第 13 条第 1 項後段）
- ⑦ 意見：

1. 要旨

全ての管理事業者の使用料規程の変更は利用者代表との協議・合意を条件とした認可制に移行すべきである。

2. 詳論

法第 13 条第 1 項後段及び第 2 項の義務は、管理事業者の意見聴取の努力義務にとどまることから、意見聴取の努力を疎明する書面を含む書類様式を整えるだけで、利用者又は利用者団体が合意できない内容の使用料規定の変更を届け出ることが可能となっていることが問題である。

この点については、管理事業者の意見聴取の努力義務が合意を前提としていないため、利用者又は利用者団体からすると、十分な意見聴取を行わずに使用料規程の変更の届出が行われてきた。著作物は代替性がない独占排他性の強い権利であるという特徴をもっているため、利用者は納得のいかない使用料を払わざるを得ない状況になっている。

著作権等管理事業法施行規則第 14 条は、使用料規程を届け出る際に「利用者又は利用者団体からの意見を聴取するように努めたことを疎明する書面」を提出することを必要としている。しかし、その書面内容を利用者又は利用者団体が確認を望んでもできないまま受理される。

指定著作権等管理事業者であっても、利用者又は利用者団体と何ら合意を得ることなく、使用料規程の変更を届け出た実例がある（詳細別紙）。非指定著作権等管理事業者については裁定制度等の方策も定められておらず、利用者にとって著しく不利な使用料規定変更が

さらに増大する恐れがある。

現行法の採る使用料規程の変更届出制は、利用者又は利用者団体との合意を得ないままでの使用料規程の変更を認める制度であるから、全管理事業者の使用料規程の変更については、利用者又は利用者団体の意見を集約する利用者代表との協議・合意を条件とした認可制に移行すべきである。

以上

【以下、別紙】

弊協議会は、2011年より、指定著作権等管理事業者である一般社団法人日本音楽著作権協会（以下、「JASRAC」という）と、使用料規程改定について折衝を行ってきた。2015年4月30日の折衝の席上、未だ使用料規定案について合意に至っていないため、次回の折衝について約束をした。

しかしながら、JASRACは、弊協議会に対して公式に何らの説明をすることなく、文化庁長官に対して、2015年5月28日に使用料規程の変更を届け出た。

そのため、弊協議会は、2015年6月16日に、文化庁長官に協議請求通知を申し入れするとともに、JARACに対しても再協議の申し入れを行うことになった。

別紙以上